

大泉町外二町環境衛生施設組合議会会議録

平成25年第1回定例会

(3月22日)

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
出席した議会書記	2
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期の決定	3
日程第3 諸報告	3
日程第4 議案第1号 大泉町外二町環境衛生施設組合情報公開条例について	3
日程第5 議案第2号 大泉町外二町環境衛生施設組合個人情報保護条例について	5
日程第6 議案第3号 大泉町外二町環境衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	6
日程第7 議案第4号 平成24年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計補正予算(第4号)について	8
日程第8 議案第5号 平成25年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計予算について	11
管理者挨拶	16
閉 会	17

平成 2 5 年 第 1 回 大 泉 町 外 二 町
環 境 衛 生 施 設 組 合 議 会 定 例 会 議 録

平成 2 5 年 3 月 2 2 日 (金 曜 日)

議事日程

平成 2 5 年 3 月 2 2 日 (金 曜 日) 午 後 2 時 3 0 分 開 議

- 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
 - 第 2 会 期 の 決 定
 - 第 3 諸 報 告
 - 第 4 議 案 第 1 号 大 泉 町 外 二 町 環 境 衛 生 施 設 組 合 情 報 公 開 条 例 に つ い て
 - 第 5 議 案 第 2 号 大 泉 町 外 二 町 環 境 衛 生 施 設 組 合 個 人 情 報 保 護 条 例 に つ い て
 - 第 6 議 案 第 3 号 大 泉 町 外 二 町 環 境 衛 生 施 設 組 合 廃 棄 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 する 条 例 の 一 部
を 改 正 する 条 例 に つ い て
 - 第 7 議 案 第 4 号 平 成 2 4 年 度 大 泉 町 外 二 町 環 境 衛 生 施 設 組 合 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 4 号)
に つ い て
 - 第 8 議 案 第 5 号 平 成 2 5 年 度 大 泉 町 外 二 町 環 境 衛 生 施 設 組 合 一 般 会 計 予 算 に つ い て
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	細田芳雄君	2番	田邊信雄君
3番	山口将君	4番	浅野正己君
5番	新井典夫君	6番	小沢泰治君
7番	小島幸典君	8番	立沢稔夫君
9番	柿沼英己君	10番	安田博敏君

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

管理者	斉藤直身君	副管理者	金子正一君
副管理者	大谷直之君	副管理者	太田吉易君
会計管理者	鹿沼邦博君	所長	今泉隆司君
副所長	長谷川眞一君		

出席した議会書記

書記長	飯田健	書記	小林宏
-----	-----	----	-----

○開会・開議

午後2時26分開会・開議

◇議長（安田博敏君） ただいまの出席議員は10名でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成25年第1回大泉町外二町環境衛生施設組合議会定例会は成り立ちました。

これより開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、かねてご通知いたしたとおりでございます。

これより日程に従って、順次議事を進めてまいります。

○日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長（安田博敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議席4番浅野正己議員、議席5番新井典夫議員、以上の両議員を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○日程第2 会期の決定

◇議長（安田博敏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議案等を勘案し、本日1日といたすことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

○日程第3 諸報告

◇議長（安田博敏君） 日程第3、諸報告を行います。

議会側の報告を議長より申し上げます。

出納検査結果報告について、お手元に配付のとおり、平成24年度11月分、12月分、1月分の検査結果が監査委員からなされておりますので、報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

○日程第4 議案第1号 大泉町外二町環境衛生施設組合情報公開条例について

◇議長（安田博敏君） 日程第4、議案第1号 大泉町外二町環境衛生施設組合情報公開条例についてを議題といたします。

書記長をして議案を朗読いたさせます。

飯田書記長。

〔書記長朗読〕

◇議長（安田博敏君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤管理者。

〔管理者 斉藤直身君発言〕

◇管理者（斉藤直身君） 議案第1号 大泉町外二町環境衛生施設組合情報公開条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、住民参加による公正で民主的な行政の一層の推進等を目的として、情報公開の取り扱いに関する事項を定めたく提案する次第でございます。

詳細につきましては、今泉所長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（安田博敏君） 今泉所長。

〔所長 今泉隆司君発言〕

◇所長（今泉隆司君） 命によりまして詳細説明を申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。

第1条では、知る権利と行政の説明責任を明記し、公開性の向上を図り、説明責任の全うと、住民参加による公正で民主的な行政の一層の推進を目的といたしました。

第2条の定義では、開示を行う行政機関と、開示する行政文書につきまして規定したものでございます。

第3条の行政文書の開示につきましては、大泉町情報公開条例第3条から第16条まで、第19条及び第21条の規定の例によるものとしたものでございます。

第4条は、管理者が本条例の施行状況の公表を行う旨を規定したものでございます。

第5条は、委任規定でございます。

続きまして、附則でございますが、第1項では、この条例は公布の日から施行するものとし、第2項では、公開する行政文書は、現に保有しているものであれば、施行の日以前のものも対象とする旨の規定でございます。第3項では、施行状況の公表につきましては、平成25年度以降の年度について適用する旨の規定でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

◇議長（安田博敏君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（安田博敏君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第1号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（安田博敏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第2号 大泉町外二町環境衛生施設組合個人情報保護条例について

◇議長（安田博敏君） 日程第5、議案第2号 大泉町外二町環境衛生施設組合個人情報保護条例についてを議題といたします。

書記長をして議案を朗読いたさせます。

飯田書記長。

〔書記長朗読〕

◇議長（安田博敏君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤管理者。

〔管理者 斉藤直身君発言〕

◇管理者（斉藤直身君） 議案第2号 大泉町外二町環境衛生施設組合個人情報保護条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、個人情報の開示や訂正等の権利を保障することにより、情報化社会の実現を図ることを目的として、組合の行政機関における個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めたく、提案する次第でございます。

詳細につきましては、今泉所長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（安田博敏君） 今泉所長。

〔所長 今泉隆司君発言〕

◇所長（今泉隆司君） 命によりまして詳細説明を申し上げます。

議案書の5ページをごらんください。

第1条では、個人情報の適正な取り扱いと、個人情報の開示や訂正等の権利を保障し、個人の権利利益を保護することを目的とするものでございます。

第2条の定義では、個人情報保護制度を実施する機関等を定めるものでございます。

第3条の個人情報の取り扱いにつきましては、大泉町個人情報保護条例第3条から第9条までの規定の例によるものとしたものでございます。

第4条の個人情報の開示、訂正及び利用停止につきましては、大泉町個人情報保護条例第12条か

ら第39条まで、第42条及び第43条の規定の例によるものといたしたいものでございます。

次のページをお開きください。

第5条の苦情処理につきましては、苦情の適切かつ迅速な処理について定めたものでございます。

第6条の施行の状況の公表につきましては、管理者が本条例の施行状況の公表を行う旨を規定したものでございます。

第7条の資料の提出及び説明の要求、及び第8条の意見の陳述につきましては、条例の目的を達成するために必要な事項を定めたものでございます。

第9条は、委任規定でございます。

続きまして、附則でございますが、第1項では、この条例は公布の日から施行するものとし、第2項では、施行状況の公表につきましては、平成25年度以降の年度について適用する旨の規定でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

◇議長（安田博敏君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（安田博敏君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第2号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（安田博敏君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第6 議案第3号 大泉町外二町環境衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（安田博敏君） 日程第6、議案第3号 大泉町外二町環境衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記長をして議案を朗読いたさせます。

飯田書記長。

〔書記長朗読〕

◇議長（安田博敏君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤管理者。

[管理者 齊藤直身君発言]

◇管理者（齊藤直身君） 議案第3号 大泉町外二町環境衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、第2次地域主権一括法によります廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴うものでございます。

改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「一般廃棄物処理施設に置く技術管理者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならない」とされておりましたが、改正後の条文では、「組合が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格は、環境省令で定める基準を参酌して条例で定める」旨の規定とされました。

本議案では、よりどころとなる条例が存することから、一部改正として提案するものでございます。

詳細につきましては、今泉所長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（安田博敏君） 今泉所長。

[所長 今泉隆司君発言]

◇所長（今泉隆司君） 命によりまして詳細説明を申し上げます。

議案書の8ページ及び参考資料をあわせてごらんいただきたいと存じます。

まず初めに、技術管理者の資格を定める条文を第7条として設けることといたしたく、既存の第7条を第8条に繰り下げたものでございます。

第7条として、技術管理者の資格を加えるわけでございますが、第1項につきましては、参酌すべき基準を定めます廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項第1号及び第2号に掲げる資格を条例で定める資格とする旨の規定でございます。

第2項第1号から第8号に掲げる資格につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項第3号に規定する資格と基本的に同じでございますが、この省令においては、旧大学令、旧専門学校令、旧中等学校令に基づく課程の卒業者を含めておりますが、組合で定める資格からは除外し、独自基準といたしました。

また、第2項第9号に掲げる資格につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項第4号に掲げる資格と同じ趣旨でございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を平成25年4月1日といたすものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

◇議長（安田博敏君） これより本案に対する質疑を行います。

柿沼議員。

◇9番（柿沼英己君） 1点だけ確認のため質問します。

地方分権の新たな基準の条例ということなのですが、これに該当する当組合の技術管理者は何名ぐ

らいいのかお尋ねしたいと思います。

◇議長（安田博敏君） 今泉所長。

◇所長（今泉隆司君） 柿沼議員さんのご質問にお答えいたします。

当組合の焼却施設の技術管理者につきましては、今は副所長の長谷川が技術管理者としてついでるところでございます。

以上です。

◇議長（安田博敏君） 柿沼議員、いいですか。

◇9番（柿沼英己君） はい。

◇議長（安田博敏君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（安田博敏君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第3号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（安田博敏君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第7 議案第4号 平成24年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計補正予算（第4号）について

◇議長（安田博敏君） 日程第7、議案第4号 平成24年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

書記長をして議案を朗読いたさせます。

飯田書記長。

〔書記長朗読〕

◇議長（安田博敏君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤管理者。

〔管理者 斉藤直身君発言〕

◇管理者（斉藤直身君） 議案第4号 平成24年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,338

万7,000円を追加いたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,709万2,000円といたしたい次第でございます。

主な内容について申し上げます。

歳入につきましては、使用料及び手数料、財産収入、諸収入及び国庫支出金を追加するものでございます。

次に、歳出につきましては、総務費及び予備費を追加し、清掃費を更正減するものでございます。

詳細につきましては、今泉所長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（安田博敏君） 今泉所長。

〔所長 今泉隆司君発言〕

◇所長（今泉隆司君） 命によりまして、詳細説明を申し上げます。

議案書の11ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございます。

次に、補正予算（第4号）附属書類によりご説明を申し上げますので、1、2ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、第2款第1項第1目衛生使用料につきましては、斎場式場棟の利用が当初見込みより増加したことにより189万7,000円を追加するものでございます。

第2項第1目衛生手数料につきましては、事業系搬入ごみの増加に伴うごみ処理手数料1,997万2,000円を追加するものでございます。

第3款第1項第1目利子及び配当金につきましては、環境衛生施設整備事業基金の預金利子1,000円を追加するものでございます。

3、4ページをお開き願います。

第6款第1項第1目組合預金利子につきましては2万2,000円の追加でございます。

第2項第1目雑入につきましては、凍結防止剤の売却等92万4,000円を追加するものでございます。

第7款第1項第1目衛生費国庫補助金につきましては、放射性物質汚染対策特別措置法に基づき、最終処分場の処理水などの放射性物質の測定費用に係る国庫補助金57万1,000円を追加するものでございます。

5、6ページをお開き願います。

次に、歳出でございますが、第2款第1項第3目環境衛生施設整備事業基金費につきましては、今後の施設整備に充てるべく基金と利子合わせまして2,491万2,000円を追加するものでございます。

第3款第1項第1目斎場費につきましては、財源振替でございます。

第4款第1項第1目ごみ処理費につきましては、財源振替と合わせて、ごみ焼却処理施設のガス冷却室上部耐火物の補修工事を行っておりますが、新たに内装を覆う鋼材の腐食箇所が見つかり、補修工事の追加をいたしたく577万5,000円を追加するものでございます。

第2目最終処分場施設費におきましては、消耗品費及び燃料費合わせて800万円を更正減するものでございます。

7、8ページをお開き願います。

第6款第1項第1目予備費につきましては、70万円を追加するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

◇議長（安田博敏君） これより審議に入ります。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

直ちに質疑を行います。

小沢議員。

◇6番（小沢泰治君） 歳入で使用料及び手数料なんですけど、補正額が189万7,000円と1,997万2,000円ふえておりますけれども、主な原因等、わかりましたら教えてください。

◇議長（安田博敏君） ページ数と……

◇6番（小沢泰治君） 11ページです。

◇議長（安田博敏君） 11ページ……

◇6番（小沢泰治君） こちらの予算書。

◇議長（安田博敏君） 11ページの第1款のほうですか。

◇6番（小沢泰治君） 1、2ページですね。

◇書記長（飯田 健君） 附属書類の1、2ページです。

◇議長（安田博敏君） 附属書類の1、2ページ……

◇6番（小沢泰治君） はい、斎場使用料、ごみ処理手数料、これが大幅にふえておりますけれども、その主な原因といたしますか、その辺、教えていただけますか。

◇議長（安田博敏君） 今泉所長。

◇所長（今泉隆司君） 小沢議員さんのご質問にお答えしたいと存じます。

まず、2款1項1目の衛生使用料でございますが、最近、特に秋からこの2月ぐらいまで、結構、冷え込みがあった関係で、亡くなった方が多かったというのが現状でございます。

また、2款2項1目の衛生手数料でございますが、事業活動が多少は戻ってきた関係で、事業系のごみが増加してきたというふうな措置をしております。

以上です。

◇6番（小沢泰治君） わかりました。

◇議長（安田博敏君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（安田博敏君） 直ちに質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第4号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（安田博敏君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第8 議案第5号 平成25年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計予算について

◇議長（安田博敏君） 日程第8、議案第5号 平成25年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

書記長をして議案を朗読いたさせます。

飯田書記長。

〔書記長朗読〕

◇議長（安田博敏君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤管理者。

〔管理者 斉藤直身君発言〕

◇管理者（斉藤直身君） 議案第5号 平成25年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年度の予算につきましては、編成に当たっての基本的事項を申し上げ、議会の皆様を初め、構成3町のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

編成に当たっての基本的事項といたしましては、焼却施設の24時間稼働を引き続き行うとともに、施設の保守点検や、補修工事等を計画的に実施し、老朽化に対応した機能の維持かつ安定した処理業務体制の堅持に努め、3町住民の負託に応えてまいりたいと存じます。

主な内容といたしましては、焼却処理施設では、施設の定期点検はもとより、有害物質の除去やダ

イオキシンの発生防止、また放射性物質濃度の数値にも留意しつつ、設備の経年劣化の早期発見による適切な補修・更新工事等を行い、良好な管理による施設の機能維持に努めてまいりたいと存じます。

最終処分場施設では、供用開始から15年が経過し、脱塩装置を初めとする水処理施設のオーバーホールや各種設備の整備や更新を行うとともに、国のガイドラインに基づき、適切な焼却灰の埋め立てと、水処理による公害の発生防止に努めてまいります。

斎場施設では、火葬炉の改修工事を初め、設備の点検・補修を定期的に行うとともに、非常時でも安定した火葬業務等が図れるよう、非常用発電機の設置など、人生の終えんの場所にふさわしい施設として維持管理に努めてまいりたいと存じます。

以上のことを基本として、かつ3町の財政負担の軽減も考慮いたしまして、平成25年度の予算を編成いたしました次第でございます。

その結果、歳入歳出予算の総額を、前年度より歳入歳出それぞれ3,600万円増額の9億700万円といたしたい次第でございます。

詳細につきましては、今泉所長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（安田博敏君） 今泉所長。

〔所長 今泉隆司君発言〕

◇所長（今泉隆司君） 命によりまして、平成25年度一般会計予算の詳細につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付してございます予算書によりご説明を申し上げます。

まず、1ページにつきましては、記載のとおりでございます。

2、3ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算につきましては、記載のとおりでございます。

4、5ページをお開きください。

組合を構成する3町からの負担金の明細をあらわしたものでございます。

6、7ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書により、主なものにつきましてご説明申し上げます。

1の総括につきましては、歳入歳出それぞれ、款ごとに本年度予算及び前年度予算と、その比較をあらわしたものでございます。

続きまして、8、9ページをお願いいたします。

2の歳入についてご説明申し上げます。

第1款第1項負担金につきましては7億6,108万7,000円、対前年度比2,319万2,000円の減額予算といたしました。

第2款第1項第1目衛生使用料につきましては、斎場使用料として利用状況を勘案し252万

8,000円を計上いたしました。

第2項第1目衛生手数料につきましては、ごみ処理手数料として、事業系のごみが増加したことにより7,145万4,000円を計上いたしました。

10、11ページをお願いいたします。

第3款第1項第1目利子及び配当金につきましては、環境衛生施設整備事業基金の預金利子でございまして、9万6,000円を計上いたしました。

第2項第1目物品売払収入につきましては、存目でございます。

第4款第1項第1目環境衛生施設整備事業基金繰入金につきましては、施設整備事業費に充てるべく5,000万円を計上いたしました。

第5款第1項第1目繰越金につきましては、前年度繰越金として2,160万円を計上いたしました。

12、13ページをお願いいたします。

第6款第1項第1目組合預金利子につきましては、歳計現金の預金利子3万円を計上いたしました。

第2項第1目雑入につきましては20万4,000円を計上いたしました。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げますので、14、15ページをお願いいたします。

第1款第1項議会費につきましては、議会運営に係る経費を計上いたしました。

16、17ページをお願いいたします。

第2款第1項第1目一般管理費につきましては、職員4人分の人件費のほか、新たに組合ホームページの立ち上げなど4,317万1,000円を計上いたしました。

18、19ページをお願いいたします。

第2目公平委員会費及び第3目環境衛生施設整備事業基金費につきましては、記載のとおりでございます。

20、21ページをお願いいたします。

第2項第1目監査委員費につきましては、記載のとおりでございます。

22、23ページをお願いいたします。

第3款第1項第1目斎場費につきましては、職員1人分の人件費、施設運営のための経常経費でございますが、新たに非常用発電機の設置工事など、工事請負費の増額によりまして、前年度比801万2,000円増額の7,477万7,000円を計上いたしました。

26、27ページをお願いいたします。

第4款第1項第1目ごみ処理費につきましては、前年度比1,325万4,000円増額の4億7,172万2,000円を計上いたしました。

主なものとしたしましては、第11節需用費につきましては、電気料などが増額となったものの、大きな修繕の完了によりまして前年度より減額の1億2,717万7,000円を計上いたしました。

第13節委託料につきましては、焼却処理施設の運転管理及び保守点検委託料等のほか、一般廃棄物処理基本計画の策定業務委託の経費など1億9,981万4,000円を計上いたしました。

第15節工事請負費につきましては、施設の機能維持を図るためのストーカ設備火格子取りかえ他工事や反応集じん装置整備工事など、合わせまして1億3,545万円を計上いたしました。

28、29ページをお願いいたします。

第2目最終処分場施設費につきましては、前年度比1,164万3,000円増額の1億3,175万5,000円を計上いたしました。

主なものといたしましては、第11節需用費におきましては、電気料の増額などのほか、水処理設備の修繕などの増額に伴い3,725万2,000円を計上いたしました。

第13節委託料につきましては、主なものといたしまして水処理施設運転管理委託料及び施設の保守点検委託料など5,488万7,000円を計上いたしました。

第15節工事請負費につきましては、適切な水処理のための脱塩装置透析槽膜等交換工事及び各設備の整備工事などのほか、新たに国のガイドラインに基づく覆土工事を追加し3,624万9,000円を計上いたしました。

32、33ページをお願いいたします。

第2項第1目ごみ収集費につきましては、主なものといたしまして、大泉町、千代田町の区域のごみ収集業務委託関係の経費で、前年度と同額の1億8,258万円を計上いたしました。

34、35ページをお願いいたします。

第5款諸支出金及び第6款予備費につきましては、記載のとおりでございます。

36ページから39ページまでの給与費明細書につきましては、記載のとおりでございます。

40ページをお願いいたします。

性質別歳出一覧表につきましては、記載のとおりでございます。

また、お手元に配付してございます平成25年度の一般会計当初予算のあらましにつきましては、ただいまご説明申し上げました歳入歳出予算について、円グラフであらわしたものでございまして、参考にさせていただきたいと存じます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

◇議長（安田博敏君） これより審議に入ります。

本案の審議は、歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

直ちに質疑を行います。

柿沼議員。

◇9番（柿沼英己君） 11ページの基金を積むということで5,000万、それにあわせて27ページ、基本計画策定ということで290万、それにあわせて29ページなのですが、老朽化の施設の改修ということで費用が出ているわけなのですが、まず1点目は、建設の検討で何年ぐらい先に建設になっていくのか。それにあわせて施設の改修、何年ぐらい延命化を図るということなのか、わかる範囲で教えていただければと思います。

◇議長（安田博敏君） 今泉所長。

◇所長（今泉隆司君） 柿沼議員さんのご質問にお答えしたいと存じます。

まず、予算書の10、11ページの環境衛生施設整備基金の繰入金、これにつきましては25年度の中で斎場とごみ処理施設、それぞれの工事関係に充てたいということで5,000万円を繰り入れをさせていただくことで、結果として3町の負担金を抑えさせていただいたというふうなことでございます。

それと27ページの一般廃棄物の処理基本計画策定委託につきましては、廃棄物の処理法に基づきまして25年度に策定をさせていただきたいというふうなことでございます。

以上です。

◇議長（安田博敏君） そのほかに何か。

今泉所長。

◇所長（今泉隆司君） それと延命化の関係でございますが、これにつきましては、現在1市3町のほうで広域での協議が進んでございまして、この3月いっぱい現在の専門部会、そういった形での1つの取りまとめができて、5月から6月ぐらいには1市3町の首長、理事者のほうに報告がなされ、その後、その1市3町のほうの中での新設になるのか延命化になるのか、その状況によって、当組合のほうもどういう形になるかというのが今後の議題になると思います。

以上です。

◇議長（安田博敏君） 柿沼議員。

◇9番（柿沼英己君） まだ具体的な結論というのは出ていないということでよろしいですか。

◇議長（安田博敏君） 今泉所長。

◇所長（今泉隆司君） はい、そのとおりでございます。

◇議長（安田博敏君） よろしいですか。

◇9番（柿沼英己君） はい。

◇議長（安田博敏君） ほかに。

田邊議員。

◇2番（田邊信雄君） 1点お伺いします。

予算書8ページ、第2款第1項使用料、1目衛生使用料についてですけれども、先ほど補正予算のところでも、この斎場使用料について質問があったわけですが、補正額合わせて463万

4, 000円となっていることについて、気候的な要因で使用回数がふえたというようなお答えだったと思うんですが、来年度の予算を見ますと、本年度の当初予算よりさらに少なくなっているんですが、これは要するに本年度の多かった分に対しての反動的に来年度は減るのではないかという見込みなのか、ほかの根拠があつての計上なのか、積算根拠をお聞かせいただきたいと思います。

◇議長（安田博敏君） 今泉所長。

◇所長（今泉隆司君） 田邊議員さんのご質問にお答えしたいと存じます。

衛生使用料の算出の根拠でございますが、根拠につきましては平成23年度の実績から安全率を0.9、90%を見込んで当初予算には計上させていただいたと。そして25年度の予算編成のときには、まだ前年度の実績が出てきませんので、あくまでも23年度の実績に基づいてやらせていただいたということでございます。

以上です。

◇議長（安田博敏君） 田邊議員。

◇2番（田邊信雄君） 説明を聞いて了解いたしました。

◇議長（安田博敏君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（安田博敏君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第5号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（安田博敏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○管理者挨拶

◇議長（安田博敏君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

ここで斉藤管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

斉藤管理者。

〔管理者 斉藤直身君発言〕

◇管理者（斉藤直身君） 議会の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

ただいま提案いたしました5議案に対しまして、全て原案どおりご決定を賜り、まことにありがと

うございます。

さて、ご案内のとおり、3町それぞれにおきましても、財政状況が非常に厳しいものになっております。このような状況を踏まえ、当組合といたしましては、今後も計画的な施設整備を図っていく上におきまして、基金積立金の活用も視野に入れながら、3町の負担金の軽減と組合経費の節減等もあわせて取り組んでいきたいと思っております。

今後におきましても、3町と連携を密にいたしまして、ごみの一層の分別・減量化を図るとともに、ごみの適正な収集と適切な処理に努めて、公害発生の防止、良好な環境の保持に万全を期してまいりたいと存じます。

今後とも、議員皆様におかれましては、特段のご指導とご協力をお願い申し上げ、お礼の言葉といたします。

まことにありがとうございました。

◇

○閉 会

◇議長（安田博敏君） これをもちまして、平成25年第1回大泉町外二町環境衛生施設組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時08分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大泉町外二町環境衛生
施設組合議会議長

安 田 博 敏

大泉町外二町環境衛生
施設組合議会議員

浅 野 正 己

大泉町外二町環境衛生
施設組合議会議員

新 井 典 夫